

# ご 案 内

当院の施設基準・加算項目は下記の通りです。

1. 精神病棟入院基本料 15 : 1 (常時配置)  
(患者様 15 人に対して看護師 1 人の配置)
2. 看護補助加算 1 (常時配置)・看護補助体制充実加算 1  
(患者様 30 人に対して看護補助者 1 人の配置)
3. 精神療養病棟入院料
4. 入院時食事療養 (I) 食堂加算  
(管理栄養士によって管理された適時適温食を提供しています。)  
※朝食 7時30分～ 昼食 11時30分～ 夕食 18時00分～
5. 薬剤管理指導料
6. 療養生活継続支援加算
7. 療養環境加算
8. 精神科身体合併症管理加算
9. 医療保護入院等診療料
10. 精神科作業療法
11. 精神科デイケア「大規模なもの」
12. 精神科ショートケア「大規模なもの」
13. 精神科救急搬送患者地域連携受入加算
14. コンピューター断層撮影  
(CT撮影及びMRI撮影 16列以上 64列未満マルチスライス)
15. ニコチン依存症管理料
16. がん治療連携指導料
17. 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の遠隔モニタリング加算 (注②に掲げる)
18. 入院ベースアップ評価料 14
19. 外来・在宅ベースアップ評価料 (I)
20. 医療事故防止対策委員会設置
21. 院内感染対策委員会設置
22. 褥瘡対策委員会設置
23. 行動制限最小化委員会設置
24. 徳島県精神科救急医療施設の指定

令和 6 年 6 月 1 日